

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成22年度・平成23年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 23機関

所管部局	監査対象機関
総務部	所沢県税事務所
都市整備部	川越建築安全センター
企業局	庄和浄水場、第二水道整備事務所
教育局	大宮武蔵野高等学校、川越高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、狭山清陵高等学校、草加東高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、新座高等学校、飯能高等学校、富士見高等学校、妻沼高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、川越特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、狭山特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、日高特別支援学校

備考

平成24年4月1日付け組織改正等

改正前		改正後	
部局	機関	部局	機関
企業局	第二水道整備事務所	企業局	廃止

(3) 監査実施日

平成24年1月11日～平成24年2月16日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	草加東高等学校	平成 22 年度の「汚水処理施設維持管理業務委託契約」(387 千円)について、第 4 四半期分の支払いを失念し、平成 23 年度歳出予算から執行せざるを得なくなったことは、不適切であった。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	狭山特別支援学校	平成 22 年度の「汚水処理施設維持管理業務委託契約」(213 千円)について、次の点で不適切であった。 1 契約書の首標金額を消費税込みの額で記載すべきところ、誤って消費税抜きの金額で記載した。契約金額内訳表の金額は消費税込みの金額であったため、首標金額と月毎の支払額とに差異が生じていた。 2 この誤りに気付かず、同内訳表に定める消費税込みの金額を毎月支払っていた。平成 23 年 4 月、前月履行分の支払に際し、支払可能額が不足していたことから、3 月 31 日に遡って契約金額の変更契約を締結して支払を行った。